

別表第四十の一号(第140条関係)

有線一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。)業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

有線一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。以下同じ。)の業務を次のとおり行
うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名			
一般放送の種類				
使用施設	自己の設備又は他人の設備の別			
	設備の規模			
	ヘッドエンドの設置場所			
	主たる演奏所の設置場所			
	受信空中線の設置場所			
	線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置			
業務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
業務区域				
放送番組に関する事項	放送番組の編集の基準	放送時間		
		1日当たり 時間		
		主たる放送事項		
業務開始の予定期日			業務開始時の受信契約者の見込数	()
有料放送の実施		☐ 有料放送を含む ☐ 有料放送を含まない		

注1 届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。

注2 一般放送の種類欄には、放送法第142条第1号に定める一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	テレビジョン放送
	ラジオ放送—告知放送業務

注3 設備の規模の欄には、当該設備に係る引込端子の数を記載すること。

注4 ヘッドエンドの設置場所の欄、主たる演奏所の設置場所の欄及び受信空中線の設置場所の欄には、例えば、「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)ビルの屋上」のように記載すること。

注5 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置を記載した地図を添付すること。

注6 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。

注7 用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

注8 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注9 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、有線一般放送の加入申込があった場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

注10 放送番組に関する事項の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては自主放送を行う場合に限り記載することとし、ラジオ放送を行う場合においては放送時間及び主たる放送事項に限り記載すること。また、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注11 業務開始時の受信契約者の見込数の欄の()内には、再放送のみの受信契約者の見込数を再掲すること。

注12 有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含むか否かについて記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注13 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注14 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。